

◎新潟県告示第105号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年1月31日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
五泉中央病院	五泉市太田489番地1	名称	北日本脳神経外科病院	五泉中央病院	令和元年12月1日
		所在地	五泉市太田440番地1	五泉市太田489番地1	
医療法人社団 真仁会 五泉訪問看護ステーション	五泉市太田489番地1	所在地	五泉市太田440番地1	五泉市太田489番地1	令和元年12月1日